

姫路市中小企業者等事業継続応援金 Q&A (よくあるご質問)

【令和2年8月27日現在】

1. 応援金の申請要件について

(1) 申請要件について

【Q1】 応援金を申請できる要件を教えてください。

【A1】 以下の要件全てを満たす方が申請いただけます。

- 要件1** 令和2年4月15日以前から、姫路市内の事業所（従業者が常駐するものに限る。）において営業している中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び個人事業主。ただし、旅館業については中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。）であること。
- 要件2** 新型コロナウイルス感染症に関する国、県、市が実施する以下の支援制度を利用していないこと。
- ア 持続化給付金【国事業】
 - イ 休業要請事業者経営継続支援金【県・市協調事業】
 - ウ 休業要請等協力支援金（第1次・第2次）【市独自事業】
- 要件3** 要件1に該当する施設において、事業所得等を得る事業を実際に営んでいること。
- (1) 直近事業年度において、「事業所得」が1円以上（>0円）であること。
 - (2) 個人事業主の方は、直近事業年度において、「事業所得」が「給与所得」を上回っていること。
- 要件4** 代表者、役員又は使用人その他の従業者、構成員等が姫路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でない事業者であること。

※申請要件の詳細は、「募集要項」で必ずご確認ください。

【姫路市中小企業者等事業継続応援事業ホームページ】

https://www.himeji-cci.or.jp/oenkin/202007_oenkin.html

(2) 規模に関する要件について

【Q2】 自社又は自分の事業が中小企業基本法上の「製造業その他」「卸売業」「小売業」「サービス業」のいずれに該当するかわかりません。

【A2】 以下の表でご確認ください。

○中小企業者の定義（個人事業主を含む）

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び個人事業主。ただし、旅館業については中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
サービス業 (飲食・宿泊含む)	5千万円以下	100人以下 (※旅館業は200人以下)
小売業	5千万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

(3) 当応援金の対象となる「事業所」の定義について

【Q3】 応援金における「事業所」とは何をさしますか。

【A3】 当事業における「事業所」の定義は以下のとおりとします。

【定義】 (応援事業における事業所とは)

事業所 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで事業活動が行われており、かつ、従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている店舗又は施設をいう。ただし、事業活動を行う場所が前述を満たさない場合、個人にあっては自宅を、法人にあっては、本社、支社、営業所等の事務所をいう。

(4) 「事業所」の要件について(法人の場合)

【Q4】 市内に本社がある法人で、市外の施設や店舗で事業を行っていますが、応援金の対象になりますか。

【A4】 市内にある本社が従業者と設備を有する施設であれば「事業所」となるので、対象となります。

【Q5】 市外に本社がある法人で、市内の施設や店舗で事業を行っていますが、応援金の対象になりますか。

【A5】 市内にある施設や店舗が従業者と設備を有していれば「事業所」となるので、対象となります。

【Q6】 市外に本社がある法人で、市内には運営している太陽光発電所以外に事務所などはありません。応援金の対象になりますか。

【A6】 太陽光発電所など、市内であっても従業者が常駐しない施設は「事業所」とは扱いません。この場合の事業所は法人の本社などの事務所となりますが、市内に事業所がないことから、対象外となります。

(5) 「事業所」要件について(個人事業主の場合)

【Q7】 市内に自宅がある個人事業主で、市内の施設や店舗で事業を行っていますが、応援金の対象になりますか。

【A7】 市内の施設や店舗が従業者と設備を有していれば「事業所」として扱いますので、対象となります。

【Q8】 市外に自宅がある個人事業主で、市内の施設や店舗で事業を行っていますが、応援金の対象になりますか。

【A8】 市内の施設や店舗が従業者と設備を有していれば「事業所」として扱いますので、対象となります。

【Q9】 市内に自宅がある個人事業主で、市外の施設や店舗で事業を行っていますが、応援金の対象になりますか。

【A9】 従業者と設備を有する店舗であっても、「事業所」が市内にないので対象外となります。

【Q10】 市内に自宅がある個人事業主で、市外にある保険会社の営業所に保険外交員として所属していますが、応援金の対象になりますか。

【A10】 保険外交員の場合、通っている保険会社の営業所は、営業先の管轄にすぎないことから、事業所とは扱いません。この場合の事業所は自宅となりますが、事業所(=自宅)が市内にあるので対象となります。

【Q11】 市外に自宅がある個人事業主で、大工をしています。作業現場は主に市内ですが、応援金の対象になりますか。

【A11】 大工の作業現場は従業者と設備を有する施設ではないため事業所とは扱いません。この場合の事業所は自宅となりますが、事業所（＝自宅）が市内にないので、対象外となります。

（6）「事業所」要件について（その他の事例等）

【Q12】 機材置き場などとして借りている物件を「事業所」として申請できますか。

【A12】 本応援金における事業所は定義に定めるとおりです。単に機材を置いている倉庫単独では「事業所」とはなりません。

【Q13】 移動販売車は、本応援金応援金の「事業所」になりますか。

【A13】 本応援金における事業所は定義に定めるとおりです。移動販売車は一定の場所に設けられたと言いつても、「事業所」とはなりません。この場合の事業所は自宅となり、事業所（＝自宅）が市内にあれば、対象となります。

【Q14】 フリーランスとして自宅を事務所としていますが、応援金の対象になりますか。

【A14】 自宅の事務所が本応援金で定義する「事業所」であることを申請書類等で判断ができれば、対象となります。

【Q15】 フリーランスとして店舗や施設を持たずに事業を行っていますが、申請できますか？

【A15】 募集要項の条件を満たす場合は個人事業主として申請頂けます。申請される場合は、確定申告書に記載されているご自宅の住所を事業所の所在地としてご記入ください。

【Q16】 法人に複数の子会社がある場合、子会社ごとに申請してよいのですか？

【A16】 給付要件を満たすのであれば、子会社ごとに申請してもらって構いません。

【Q17】 1人で中小企業代表者と個人事業主として事業を行っています。この場合、法人の代表と個人事業主として両方とも応援金の給付対象となりますか？

【A17】 法人と個人が異なる事業所を運営しており、それぞれが定義に合致した事業所であれば、両方が応援金の給付対象となります。

（7）他の支援制度（国・県・市）に関する要件について

【Q18】 複数の店舗を運営しており、そのうちの1つである市外の店舗で、既に県の休業要請事業者経営継続支援金を受給しました。本応援金の対象となりますか？

【A18】 本応援金では、申請者である事業者が、国、県、市のいずれかの給付金・支援金を受給しているか否かで判断しますので、県の支援金を受給している事業者は対象外となります。

【Q19】 現在は、対象となる国の給付金や県・市の支援金を受給していません。本応援金を受給した後に、国の持続化給付金に申請してもよいのでしょうか？

【A19】 本応援金を受給した後に、国の持続化給付金を申請いただいても構いませんが、国の持続化給付金を受給された場合には、本応援金を返還いただくこととなります。

(8) 事業所得に関する要件について

【Q20】 副業で事業活動をしている個人は、個人事業主として申請できますか？

【A20】 副業をしている個人事業主は、申請する事業が主業（主たる生計維持手段）となっていることが条件となります。確定申告書等で、ご自身の「事業所得」が「給与所得」を上回る（「事業所得」－「給与所得」>0）ことを証明できる場合は、申請が可能です。

【Q21】 個人事業主として事業を行っています。また、役員報酬として給与所得もあります。直近事業年度において、給与所得が事業所得を上回ってしまうのですが、対象にならないでしょうか？

【A21】 直近事業年度の給与所得が事業所得を上回る場合には、過去5年間の給与所得と事業所得を確認します。

(9) 事業継続期間に関する要件について

【Q22】 事業を始めたばかりですが、給付対象となりますか？

【A22】 令和2年4月15日以前から営業活動を行っていることが証明できる場合は、他の要件を満たすことで、給付対象となります。

(10) その他の申請要件等

【Q23】 企業でなく法人（学校法人等）で施設を運営しています。申請できますか？

【A23】 学校法人や一般社団法人、一般財団法人のほか、NPO法人（特定非営利活動法人）なども給付要件に該当すれば、申請できます。

2. 申請方法等について

(1) 申請方法について

【Q24】 申請書類の入手方法は？

【A24】 姫路市・姫路商工会議所・姫路市商工会のホームページに掲載している申請書一式をダウンロードしてください。なお、ホームページよりダウンロードできない環境の方は、姫路市役所（本庁舎9階 産業局商工労働部産業振興課）・各支所等、姫路商工会議所（本館1階事務局内）、姫路市商工会で申請書を配布しています。

【Q25】 申請手続きはどのように行うのですか？

【A25】 郵送で申請書と添付書類を下記（郵送先）まで提出してください。郵送の受付期間は、7月20日（月）～9月10日（木）（消印有効です）です。

郵送先(提出先) 〒670-8505 姫路市下寺町4-3 姫路商工会議所内
姫路市中小企業者等事業継続応援金 事務局 宛

【Q26】 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

【A26】 本人確認ができないため、受け付けられません。

【Q27】 申請期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

【A27】 遡っての申請は受け付けられません。

【Q28】 姫路市の応援金の支給を受けて、国の『持続化給付金』や兵庫県の『休業要請事業者経営継続支援金』も受給できますか？

【A28】 国の持続化給付金や兵庫県の休業要請事業者経営継続支援金を受給した場合、本応援金を返還していただきます。

(2) 申請書類について

【Q29】 令和2年1月1日以降に開業した事業者（NPO法人以外）の場合、どのような書類が必要になりますか？

【A29】 以下の資料で実態の確認を行います。

- ① 令和2年1月1日以降に開業したことがわかる書類
（法人の場合）法人設立届出書の写し
（個人の場合）開業届出書の写し
※令和2年4月15日以前の開業日を記載した税務署の受付印（7月19日以前の受付のもの）があるものに限る。
- ② 令和2年4月15日以前から、市内に事業所があることがわかる書類
上記①のほか、事業所の写真やチラシ、ホームページのコピー、電話帳掲載ページのコピー、事務所の賃貸借契約書 など
- ③ 事業所得等を得る事業を実際に営んでいることがわかる書類
令和2年1月1日以降の売上帳簿
※以下の要件を満たすことを確認します。
令和2年1月（又は開業日）～申請日の前月までの事業収入（合計）>0
- ④ 給与所得の有無がわかる書類（個人事業主の場合のみ）
健康保険証の写し

【Q30】 添付書類の「営業していたことがわかる書類事業所得又は事業収入があることの確認」は、何を提出すればよいのですか？

【A30】 「直近の確定申告書（※）の写し」を提出してください。（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの。ない場合はその控えでも構いませんが、併せて事業所の写真／会社案内等を添付してください。）

※法人の場合は「別表一」および「別表四」、個人事業主の場合は「確定申告書Bの第一表」

なお、開業後、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「税務署に提出した法人設立届出書の写し」又は「個人事業の開業届出書の写し」令和2年1月1日以降の売上帳簿等を提出してください。

【Q31】 追加で書類の提出を求められる場合とはどのようなときですか？

【A31】 審査の段階で営業実態が不明瞭な場合は、別途資料書類の提出を求めることがあります。

【Q32】 個人事業主は、なぜ身分証明書が必要なのですか？

【A32】 同じ氏名の方から申請いただいた場合の、重複申請の判定のほか、国や県の給付制度の利用状況を確認するために使用します。

【Q33】 個人事業主の場合は、なぜ健康保険証の提出が必要なのですか？

【A33】 勤務先の有無等について確認するために使用します。

【Q34】 不動産事業を行う中小企業者で、確定申告の際、事業による所得を「不動産所得」に計上している場合は対象にならないのですか？

【A34】 以下の資料書類が確認できる場合のみ「不動産所得」を「事業所得」とみなします。

- ・国土交通大臣または都道府県知事による 宅地建物取引業免許の写し

【Q35】 NPO法人の場合、どのような書類が必要ですか？

【A35】 以下の書類を添付していること。

- ・認証書の写し
- ・直近の事業報告書、活動計算書、貸借対照表

【Q36】 提出書類にある「委任状」はどのような目的に使われるのですか？

【A36】 申請者への応援金給付後に、申請者に代わって、国の給付金や県の支援金の利用状況を確認する際に使用します。

【Q37】 昨年法人化し、まだ1期を経過していません。提出書類には、個人事業主の時の確定申告書を添付すればよいのでしょうか？

【A37】 対象要件の確認は、現在の事業実態で行いますので、法人となつてからの書類を提出いただきます。

【Q38】 社会福祉法人として事業を行っていますが、事業を実際に営んでいることを示すために、どのような提出書類が必要ですか？

【A38】 行政庁の認可を受けて公益事業を主たる目的として事業を行う社会福祉法人や学校法人等は、直近事業年度の確定申告書のほか、事業報告書など NPO 法人に準じる所定の書類を提出することで、事業実態を確認します。

【Q39】 委任状は何通必要ですか？

【A39】 国の持続化給付金の受給状況確認用（国への照会用）に1通、県の休業要請事業者経営継続支援金の受給状況確認用（県への照会用）に1通の計2通が必要になります。国、県それぞれに照会を行いますので、それぞれ別葉（両面印刷不可）にて提出してください。

(3) 申請書の記入方法について

【Q40】 申請書（様式1）の「名称（法人名・屋号）」について、自宅兼事務所で店舗名等の看板を掲げていない場合は何を記載すればいいですか。

【A40】 自宅兼事務所等で店舗名を掲げていない場合は、申請者が事業活動において使用している名称等もしくは代表者の氏名を記入してください。

【Q41】 申請書（様式 1）の「業種」について、どれを選択すればいいかわからないのですが。

【A41】 主たる事業に該当する業種をお選びください。

【Q42】 申請書（様式 1）の「主な事業内容」には、何を記載すればいいですか。

【A42】 申請者の事業内容が分かるようにできるだけ具体的にご入力ください。

例) スーパーマーケット、衣料品店、設計事務所 等